

第211回宮城県都市計画審議会議事録

第 2 1 1 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和 7 年 3 月 1 8 日（火）
午後 2 時から午後 4 時 3 0 分まで
場 所：県行政庁舎 4 階 特別会議室
(W e b 併用)

○次第

1 開 会

2 報 告

第 2 1 0 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（6 件）

議案第 2 4 0 9 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2 4 1 0 号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2 4 1 1 号 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

議案第 2 4 1 2 号 石巻広域都市計画区域区分の変更について

議案第 2 4 1 3 号 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の変更について

議案第 2 4 1 4 号 仙南地域広域景観計画の一部改正について

4 閉 会

○出席委員

阿留多伎真人	尚綱学院大学名誉教授
内田美穂	東北工業大学工学部教授
千葉琢夫	元宮城県住宅供給公社常務理事
増田聡	帝京大学・東北大学教授
吉田朗	東北芸術工科大学教授
菅家秀人	農林水産省東北農政局長（代理）
川崎博	国土交通省東北運輸局長（代理）
西村拓	国土交通省東北地方整備局長（代理）
細田正	宮城県警察本部長（代理）
わたなべ拓	宮城県議会議員
荒川洋平	宮城県議会議員
橋本啓一	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）

（以上12名、敬称略）

○審議結果

- ・議案第2409号 特殊建築物の敷地の位置について
- ・議案第2410号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について
- ・議案第2411号 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- ・議案第2412号 石巻広域都市計画区域区分の変更について
- ・議案第2413号 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の変更について
- ・議案第2414号 仙南地域広域景観計画の一部改正について

【議決】 原案を承認する。

1 開会

○事務局(久保副参事) ただいまから第211回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

(1) 会議の成立

○事務局(久保副参事) ただいまから第211回宮城県都市計画審議会を開催いたします。先般、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧ください。宮城県議会議員のわたなべ 拓(ひろし)委員です。宮城県議会議員の荒川 洋平(あらかわ・ようへい)委員です。

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、10名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には3点お願いがございます。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配布資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で9種類ございます。座席図、委員名簿、次第、議案書、議案書別冊、参考資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第210回審議会議事録でございます。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしく御願いいたします。

(2) 議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしく御願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。内田美穂委員とわたなべ拓委員をお願いいたします。

2 報告(第210回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について)

○増田議長 続きまして、第210回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告いたします。

○事務局（永澤都市計画課長） 都市計画課長の永澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、お手元の議案書2ページをお開きください。

前回の第210回審議会におきまして御審議いただきました、議案第2407号「特殊建築物の敷地の位置について」及び議案第2408号「仙塩広域都市計画道路の変更について」につきましては、処理結果に記載のとおり、所定の手続きを全て完了しております。

以上でございます。

○増田議長 前回までの議案の処理結果について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見はないようですので、以上で第210回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2409号から議案第2414号までの6件となっております。円滑な議事運営に努めてまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2409号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2409号 特殊建築物の敷地の位置について

○事務局（高橋建築宅地課長） 建築宅地課長の高橋でございます。よろしく御願いいたします。議案第2409号「特殊建築物の敷地の位置について」について御説明します。

「議案書」の3ページを御覧ください。この議案は、建築基準法第51条ただし書の規定により、特殊建築物の敷地の位置について、御審議いただくものです。

まず、建築基準法第51条の概要を御説明いたします。都市計画区域内で、今回対象となっている産業廃棄物処理施設や、卸売市場などの「特殊建築物」は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならない、ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議決を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではないとされております。このたび、過去に建築基準法第51条ただし書の許可を受けた産業廃棄物処理施設において、敷地を拡大し、付属建築物を増築する計画の申請がありました。敷地を拡大させることで過去に許可を受けた敷地の位置に変更が生ずるため、都市計画上の支障の有無について改めて御審議いただくものです。

4ページをお開きください。御審議いただく施設名称は株式会社オイルプラントナトリ第一工場、建築主の住所氏名は、名取市増田三丁目4番3号、株式会社オイルプラントナトリ代表取締役 武田洋一です。敷地について、位置は名取市下増田広浦35番41他7筆で面積は7,668.7 m²、このうち過去に許可済みの6,099.7 m²、増加する部分が1,569 m²です。都市計画上の用途地域は指定なしです。なおこの土地は市街化調整区域であり、建築基準法第51条ただし書許可

を取得後、開発許可を受けることとしております。

次に「建築物」の欄を御覧ください。建築基準法上の「用途」は「産業廃棄物処理施設」です。「工事種別等」は「増築」で、拡大する敷地部分に機械室を建築する計画としております。敷地内の建築物の構造規模等は記載のとおりで、⑤が増築する機械室です。

次に処理施設の処理内容及び処理能力の欄を御覧ください。産業廃棄物の処理内容を示しております。一日当たりの処理量については、廃油が45m³、処理方法は油水分離です。油水分離とは、遠心力や加湿冷却により廃油の油分だけを分離し、製品化する処理で、これについては平成18年3月3日に既に許可を受けており、今回の増築により処理量を増加する計画ではありません。

次に5ページを御覧ください。上の名取市都市計画図を御覧ください。赤丸が計画地を示しており、黄色に着色した一番近い第一種住居地域からは東に約1km離れた市街化調整区域内に位置しております。

次に右上の搬出入経路図を御覧ください。搬出入は敷地東側の市道広浦線から行き、運搬ルートは主に国道4号線、県道10号線から市道飯塚開発線を利用する計画で、県道、市道ともに2車線以上の十分な幅員を有しています。

次に左下の配置図を御覧ください。青点線が敷地境界線で、南側の着色された部分が今回敷地を拡大する部分です。同社では、廃油や汚泥等の産業廃棄物を収集し、様々な処理工程を経てリサイクル品として出荷する事業を行っています。今回、リサイクル燃料の受注増加に伴い敷地を拡大し、廃油や汚泥を混合処理するための新たなタンクや濾過施設および機械室の設置を計画しています。なお、これは許可を要する処理施設ではありません。搬出入のトラックは、搬入と搬出を合わせて一日当たり最大20台程度を見込んでおります。施設の稼働時間は午前7時から午後6時までの間の10時間を予定しており、廃棄物の搬出入時間は同じく午前7時から午前6時までを予定しております。

6ページを御覧ください。当県では、建築基準法第51条ただし書許可の審査基準を定め、廃棄物処理施設の立地に関する審査を行っております。まず、審査項目の立地場所の基準1について、当該施設が立地する名取市から、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障ない旨の回答を得ております。基準4については、敷地周囲100mの範囲に50戸以上の住宅が連担した集落はありません。基準5から7について、計画地に最も近い教育文化施設は、美田園高等学校で、1.7km程度離れております。最も近い医療施設は2km程度、社会福祉施設は1.9km程度離れております。次に搬出入道路等の基準について、市道広浦線は幅員8.65mであり、基準8と9の幅員等の基準に適合しております。また、基準10について、周辺は市街化調整区域及び災害危険区域であり、学校や住宅はなく、通学路と重複していません。次に、当該施設の環境対策に関する基準11から14について説明します。まず飛散防止対策について、敷地内に粉じんが飛散するような破碎施設はありません。次に騒音、振動及び悪臭については、平成17年に環境影響調査を行い、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しています。また、今回の機械室等の増築に伴い、騒音及び振動の予測評価を行い、改めて規制値内であることを確認しております。また悪臭についても、廃棄物をタンク内など密閉した状態で取り扱うため、悪臭の発生はありません。よって生活環境保全上の目標を満足しております。続いて水質については、施設の稼働に伴って発生する水は工業用水として再利用され、排水はないため審査対象外です。雨水については、工場内にある油水分離槽を経由して場外へ排水する事により、近隣への公害防止に努めていま

す。基準15の周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」により、名取市との協議に基づき、近隣の自治会長に説明し、意見等はありませんでした。

以上で、議案第2409号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増田議長 今、事務局から説明がありました議案第2409号について、御意見や御質問等ございますでしょうか。

○わたなべ委員 本審議会から参加となりました、わたなべ拓と申します。質問させていただきます。議案書6ページにおいて、住民説明会を行い、審査項目上の判定についても適であるとの説明がりましたが、その説明会の参加者が何人おり、どのような意見が出たのか御説明願います。

○事務局（高橋建築宅地課長） 今回計画する計画地周辺には、住宅が近隣にありませんでした。そのため、名取市と協議を行い、少し離れたところにある自治会に説明をしに行き、自治会長さん御本人に御説明して、意見なしとの回答を得ております。

○わたなべ委員 近隣に住民がいないということで、離れた場所にある自治会長に意見を求めたところ、特になかったとの御回答ですが、そうしますと自治会長以外の住民の参加はなかったということになりますね。特に意見はなかったということですので承知いたしました。

○増田議長 他に御意見等ありますでしょうか。それでは私から事実確認をさせていただきたいのですが、今回は既存施設の拡充ということですが、先ほど災害危険区域という話がありました。この施設の建設は東日本大震災の前から許可されていたということでしょうか。

○事務局（高橋建築宅地課長） 今回の株式会社オイルプラントナトリは、平成18年に許可を受けて建設をしております。東日本大震災の前から営業をしております。

○増田議長 分かりました。今後、震災等があった場合に油が流出するような事態が少し気になったのですが、前回震災時の経験も踏まえて水質への影響をクリアしているということだと思います。他に御意見はありますでしょうか。特に委員の皆様から御意見がないようであれば、お諮りしたいと思います。それでは、議案第2409号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2409号：原案のとおり承認する（賛成12名、反対0名）。

議案第2410号 仙塩広域都市区域区分の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2410号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案第2410号「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書7ページをお開きください。今回の変更は、「仙塩広域都市計画の区域区分」を変更するものです。区域区分とは、都市計画区域を、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に市街化を図るべき区域と、市街化を抑制すべき区域とに区分することを言います。まず、区域区分の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における位置づけを御説明いたします。

お手元の参考資料1ページをお開きください。こちらは、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を抜粋したものです。仙塩広域都市計画区域では、昭和45年に区域区分を定め、その後8回の見直しを行ってまいりました。都市計画区域において定められる都市計画は、この整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならず、都市計画法に定められております。現在の「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、令和6年6月に改定しており、その中で、「1 区域区分の方針」で示していますように、人口の規模や産業の規模等を定めております。「①人口の規模」については、市街化区域の概ねの人口が、表の赤の下線のとおり、基準年である令和2年の141万9千人から、令和12年には、142万2千人に増加すると推計しております。「②産業の規模」については、製造品出荷額等が、同じく表の赤の下線のとおり、基準年である令和元年の2兆4,647億円から、令和12年には2兆8,346億円に増加すると推計しております。

参考資料2ページをお開きください。併せて、議案書9ページもお開きください。「2 区域区分を変更する場合の方針」においては、計画的な市街地整備の見通しがある区域を「特定保留地区」及び「一般保留地区」に位置づけしております。「特定保留地区」とは、整備、開発及び保全の方針に位置づける時点で、関係機関との一定の調整が完了し、事業を行う位置、目的及び規模が確定している区域のことで、今後、事業実施が確実となった段階で市街化区域に編入する地区のことを言います。「一般保留地区」とは、整備、開発及び保全の方針に位置づける時点で、関係機関との調整は完了していないものの、事業を行う必要性とおおむねの位置が決まっている地区のことで、今後具体的な開発計画に加え、その計画に基づく関係機関との調整が完了した段階で、市街化区域に編入する地区のことを言います。今回、区域区分を変更する地区は、議案書9ページ総括図に図示した4地区です。このうち、名取市名取中央スマートインター周辺地区は、参考資料2ページ上段の赤囲いの「特定保留地区」に位置付けており、下段の赤囲いの「一般保留地区」では、名取市増田西地区、岩沼市岩沼インターチェンジ周辺西地区を、「生活・交通利便性が高い地域において、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として商業・業務・住宅地の形成を図るもの」として、富谷市成田二期北地区は「高速道路インターチェンジ周辺について、幹線道路及び空港港湾等物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮

城の実現に向けて、地域経済を力強く牽引する“ものづくり産業”の発展と“新技術・新産業”の創出を支える産業地の形成を図るもの」として、一般保留地区に位置付けております。今般、これらの4地区について、開発計画に基づく関係機関との調整等が完了し、事業実施が確実となったことから、今回市街化区域に編入するものです。

議案書8ページをお開きください。次に、計画書について御説明いたします。「1 市街化区域及び市街化調整区域の区分」ですが、ただいま御説明しました、名取市名取中央スマートインター周辺地区、名取市増田西地区、岩沼市岩沼インターチェンジ周辺西地区及び富谷市成田二期北地区を、市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。「2 人口フレーム」には、今回変更後の「都市計画区域内人口」、「市街化区域内人口」、「市街化区域に配分する人口」、「市街化区域編入を保留する人口」を示しております。表の上から2番目右側の142万2千人という値は、令和6年6月に策定した「整備、開発及び保全の方針」における、目標年の市街化区域内人口推計値であり、市街化区域へ区域を編入する都度、その下の「配分する人口」に、編入人口を加算していきます。区域区分の決定については、宮城県では県と仙台市がそれぞれ決定しており、今回、現計画の「配分する人口」140万8千人に、宮城県決定分と仙台市決定分を合わせた約5千人を配分した141万3千人が変更後の「配分する人口」となり、「保留する人口」の9千人は住居系の保留地区の開発計画の確定や関係機関との調整が完了するまで、配分保留となります。次に、「3 変更の理由」ですが、名取市の名取中央スマートインター周辺地区、増田西地区、岩沼市の岩沼インターチェンジ周辺西地区及び富谷市の成田二期北地区について、今回、その位置及び規模が確定し、事業実施の確実性が得られたことから、良好な市街地形成を図るため、市街化区域に編入するものです。

議案書10ページをお開きください。名取市名取中央スマートインター周辺地区の計画図を示しております。

参考資料3ページをお開きください。資料上段の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域に編入する区域です。資料下段は土地利用計画図です。当該地区は、仙台東部道路の名取中央スマートインターチェンジを含み、国道4号に隣接し、最寄りの仙台空港アクセス線杜せきのした駅まで1kmという交通条件を活かし、住居、商業、工業地の形成を図るものです。市街化区域への編入面積は約54.1haです。

議案書11ページをお開きください。名取市増田西地区の計画図を示しております。

参考資料4ページをお開きください。資料左側の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域に編入する区域です。資料右側は土地利用計画図です。当該地区はJR名取駅から西に1.5kmに位置し、地区内には市立増田西小学校や増田西公民館、周辺にも公共施設が多く立地しており、公共交通と連携した生活利便性の高い住宅地の整備を図るものです。また、地区内には、市立増田西小学校など既存施設がありますが、これらを含めて市街化区域に編入するものです。市街化区域への編入面積は約45.9haです。

議案書12ページをお開きください。岩沼市岩沼インターチェンジ周辺西地区の計画図を示しております。

参考資料5ページをお開きください。資料上段の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域に編入する区域です。資料下段は土地利用計画図です。当該地区は仙台東部道路の岩沼インターチェンジに近接し、地区北側は県道岩沼海浜緑地線と接している良好な交通条件を活かし、商業地の

形成を図るものです。また、地区内にある既存の住宅を含めて市街化区域に編入するものです。市街化区域への編入面積は約2.2haです。

議案書13ページをお開きください。富谷市成田二期北地区の計画図を示しております。

参考資料6ページをお開きください。資料左側の現況写真に赤囲いしている範囲が、市街化区域に編入する区域です。資料右側は土地利用計画図です。当該地区は仙台北部道路・富谷インターチェンジ、東北縦貫自動車道・泉インターチェンジ及び国道4号に近接しており、幹線道路ネットワークを生かした、工業地の形成を図るものです。市街化区域への編入面積は約202.1haです。

以上で、議案第2410号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から議案第2410号の説明がありました。この件について御意見や御質問等ございますでしょうか。

○橋本委員 宮城県市議会議長会の橋本です。今回の仙塩広域都市計画区域区分の変更の理由については、議案書8ページにありますとおり、この4地区についてその位置と規模が確定して実施の確実性が得られたからと記載がありますが、一方で参考資料2ページを見ると、特定保留地区と一般保留地区とで二つに区分されて記載があります。特定保留地区の方には、名取市の名取中央スマートインター周辺地区しか公表されておらず、結局、その部分を加えた特定保留地区のトータルの面積としては、約140haという風に記載されております。

中段から下段の一般保留地区については、関係機関との調整が完了していないものの、今後、調整が完了した段階で位置づけていくという説明の地区があり、まさに先のスマートインター周辺地区以外の名取市、岩沼市及び富谷市という、今回提示されているものが加えられています。

この辺が少し理解しにくいのですが、特定保留地区については1地区で、一般保留地区のまだ調整が完了していないものは3地区あると記載があります。今回、それぞれ同じような記載を行わず、特定保留地区と一般保留地区と分けられており、当該4地区を合わせると約250haになろうかと思いますが、区域編入の手続きが成されたのかどうかというのが分かりにくいと思われま。また、このページの中段にあるとおり、令和6年の6月に「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の改定によって区域編入の予定地区とされ、まだ9か月程度しか経過していない中で、この具体的な開発計画が確定し、調整が完了したとは思えないのですが、そこについては、どのような認識でいるのでしょうか。また、そういった短期間で、こういった提示の仕方を行っているため、県としてこの規模の区域編入を、公表直前まで公開したくなかったのかと見られても仕方ないと感じますが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 宮城県都市計画課の永澤です。ただいま御質問いただいた件について、参考資料の2ページに特定保留地区と一般保留地区の記載があり、これは、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で位置づけているものの抜粋になります。御質問いただいたとおり、特定保留地区は明確に場所や規模を示しており、一般保留地区は、文章によって大まかな表現に留めております。都市計画マスタープランについては、構成市町村と様々な事項等を調整しながら策定していくわけですが、特定保留地区とするのは、まず1つ目として市街地形成の必要性

があること、2つ目として市街化区域の位置と規模が決定しており、その妥当性があることです。そのため、特定保留地区として記載する箇所については、事業の必要性、その位置及び規模を決定して、その妥当性がある場所のみとなります。一方で、一般保留地区になると、まちづくりを進める上で、市街地形成の必要性があり、将来的に区画整理や開発などで市街地に編入を予定したいが、位置や規模及び妥当性がまだ決定・確定していない、また、市街地整備における開発や土地区画整理事業の確実性も担保されておらず、事業手法も決まっていない段階のものになります。今回、記載の4地区をそれぞれ特別保留地区及び一般保留地区に区域編入することについては、地権者である住民の合意状況や概ね1年後以降に事業着手できるような状況であるか等を確認し、その事業の熟度を確認した上で、編入しております。名取中央スマートインター周辺地区については、もともと特定保留地区で、その必要性や位置、規模及び妥当性についておおむね決まっていたところですが、他の名取市の増田西地区、岩沼市の岩沼IC周辺地区及び富谷市の成田二期北地区の3地区については、マスタープラン策定手続きと並行しながら、さまざまな関係機関と調整を進めまして、より早期に事業着手していきたいという意思決定の下で区域編入に至りました。市町や県としましても、関係機関との協議調整を速やかに行い、かつ県の都市計画の内規として9割程度の地権者の同意をいただくこととしておりますが、そちらの部分も概ねクリアしている状況ですので、今回の区域編入に至ったというところです。

○橋本委員 今、特定保留地区と一般保留地区の区域編入の考え方について説明いただきました。特に一般保留地区については、将来的な希望もあるということでしたが、特定保留地区と一般保留地区を同列に扱い、今回のような形で進めるのが本当にふさわしいのかという考え方もあり、御質問させていただいたところです。当然、区域編入の手続きが行われるということは、関係する市町村との調整が、ある程度進んでいることとは思いますが、このような短期間の調整だけで、都市計画審議会で議論をして欲しいと、結論を直接提示されるのは、手続的には少し拙速ではないかと感じたところもありましたので、意見を述べさせていただきました。また、内容的に分かりにくい部分もあり、決して反対するというわけではありませんが、こういったことに対する進め方や考え方については、もう少し丁寧に説明していただけるとありがたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 確かに御意見のとおり、特定保留地区と一般保留地区に分けて記載しているものが、同時に区域編入になるということであり、それで果たして同じレベルの熟度になっているかという部分については、区域編入に至るまでに、客観的な基準を用意して審議をしております。先ほども御説明いたしましたが、地権者の同意や関係機関との協議の状況などを考慮し、例えば、水田や田んぼであれば、農振除外の手続きまで協議が完了して、後は区域編入後に農地転用するような段階であるか、区画整理で言えば、準備組合の設立など、そこまで事業としての確度が高まっているか、そのような明確な基準を審査した上で、今回の区域編入の判断をしております。確かに、仙塩広域マスタープランについては、令和6年6月に策定・告示したため、まだ1年も経過していない状況ではありますが、当該マスタープランを作り上げる段階から、一般保留地区の3地区については、並行してさまざまな協議や地権者への説明会等を行っており、今回の地区編入に至っております。

○増田議長 特定保留を飛び越していることから、やや気になるところはありますが、今、お話ありました農振除外などのいくつかの審査基準等について、どこかに分かる資料があると良かったのではないかと思います。今の議論と関係していますが、議案書8ページに人口フレーム数値の記載があり、その下部分の特定保留と一般保留の配分人口について、今の説明とどのような関係があるのかよく分からなかったので説明をお願いいたします。

○事務局（永澤都市計画課長） 議案書8ページの「2 人口フレーム」の表につきまして、下から2番目の特定保留という項目において、括弧書きの4,000人から1,000人になっており、差し引き3,000人が特定保留の分で配分する人口に加わります。一般保留分は括弧書きの10,000人から8,000人になり、差し引き2,000人が配分する人口に加わります。そのため、合計5,000人が配分する人口に加わるという表になっております。

○増田議長 分かりました。なお、状況によりこの数字を使い切ってしまった場合、どうなるのでしょうか。今回、一般保留については、特定保留を飛び越して指定されているわけですが、この1万人分を使い切ってしまった場合に、一般保留はそこで打ち止めになってしまうこともないと思うのですが、その割り振りが何らかの制約になっていたりするのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 表の下から3番目にある保留する人口という項目において、括弧書きで14,000人と記載されています。この14,000人が、将来的に配分する人口に加われれば、令和12年の目標の市街化区域内人口である14万2千人に最終的に包含されます。令和12年度の市街化区域内人口の目標として達成できるという表になっています。

○増田議長 目標達成するという事は、目標を超過するという事もあり得るということでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 基本的に設定している目標を超過するという事態については、マスタープラン上も想定しておりません。あくまで目標とする市街化区域内の人口については、さまざまな経済指標や市町村の人口動向等を把握しながら積み上げているものですので、目標年の市街化区域内人口を超えるということは想定しておりません。

○増田議長 開発の具体的プランが進む中で、住居系工業系の比率が変わると、その配分人口が変化することもあると思いますが、目標の中に収めるように調整するという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） そのとおりです。

○増田議長 分かりました。そうすると、早い者勝ちのような部分もありそうですが、それは今後の方針ということで、今回のことについては、特に問題はないように思います。他に何か御意見はありますでしょうか。

○吉田委員 個別の土地利用計画に関する意見になりますけれど、富谷市の成田二期北地区の工業地の計画なのですが、確かに図面で見るとその地区が東北縦貫自動車道と仙台北部道路に接していて、交通至便であることは想像がつくのですが、実際にはインターチェンジからすごく距離があります。当然、その間、一般道を走行することになると思うのですが、地区内に計画されている幹線道路が西側に一本、南北に入っていますけれど、実はこの道路は南に抜けると富谷ガーデンシティの住宅街の中を走ることになります。計画地の物流交通がどれくらい発生することを想定しているかによるとは思いますが、周辺の住宅地の中に大型車が混入していくことは必ずしも望ましいとは思いませんので、この計画地の物流交通の発生想定と、この道路計画についてはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 成田二期北地区については、参考資料の写真にありますとおり、山林を開発し、工業団地を造成する計画で、この青色に着色している部分が工業業務用地という予定で計画されているものになります。南側については、仰るとおり住宅地になっており、計画する段階で工事用及び工場稼働後の車両の増加について、検討を要する項目として、今後検討を進める予定と聞いております。地区内の発生集中交通量の想定ですが、発生集中交通量としては、約1万1千台程度を見込んでおります。通勤従業者数で6千台程度、あとは物流・業務・その他で4千台程度、周辺の混雑度については、様々な交通量の推計等を行いまして計算しますと、交通量が1.0を超えて混んでしまうという状況が見受けられますので、いずれも0.8程度、0.81を下回れば混雑を避けられるということですので、0.8程度まで下げた将来交通量を計画しながら、工場への物流や通勤等の車両をコントロールしていきたいとの話を伺っています。具体的には、ちょうど写真にあります仙台三本木線のアクセス性向上のための新たな改築工事や交差点改良と、同じく団地から北部道路へ抜けるための道路の改築の開始も予定しているとのこと。今回の事案については、大規模な団地になることから、そういった事柄について、市としては非常に気にしており、設計の中で見込みながら対応していくと伺っています。

○吉田委員 いま説明の中でありました周辺の幹線道路については、今後、都市計画道路として、拡幅等の処置を考えていくことになると思いますので、そこはどうぞよろしく願いいたします。なお、混雑についてはそのような対応になるのかと思いますが、このままでは、大型車が住宅地を走行してしまう可能性があるため、その部分について御留意いただきたいと思います。交通の整序化のために周辺の幹線道路をしっかりと計画し、都市計画道路として決定していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○増田議長 仙台北部道路にすり付ける部分などは、立体交差点と近くにあり設計変更が大変と思われます。

○吉田委員 仙台北部道路はアンダーで抜けるのではないのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 仰るとおり、北部道路の下はボックスカルバートがあり、七北田西成田線は、そのボックスカルバートをくぐる法線という線形で予定しています。

○わたなべ委員 名取市の名取中央スマートインター周辺地区について、参考資料の3ページの地図を拝見しますと、土地利用計画図の南側半分が産業用地ということで、紫色に着色されておりますが、隣地側が畑地のようでもありますので、どのような産業用地にどのような産業施設が入る予定なのか伺いたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） こちらの産業用地については、商業・流通業務機能ということで、工業系の産業用地と伺っています。工業系ということは、流通系もあり得るのですが、そのような業種について分譲される予定で進められています。

○わたなべ委員 いまの御回答は、流通系も含まれる工業系ということでした。インターチェンジに隣接した土地柄ということで、恐らく試算はされたとは思いますが、念のために伺いますと、例えば化学系の工場などが入ることも懸念されますが、この辺は、具体的に踏み込んだ回答はできないのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 可能性としてはあり得ますが、住居系と隣接した土地であり、また、色々な工場が立地できてしまう工業専用地域ではないため、工場ならば何でも構わないということがないように、配慮する予定と伺っています。今のところ、流通業務系ということでお話は伺っております。場合によってはそういった化学系などの工業系の工場になる可能性もありますが、そうした場合、環境基準等を満足した上で工場を操業しなければならないので、住民配慮は必ず必要になってまいります。

○増田議長 今回は土地利用計画図で、紫色に着色されているだけですが、いずれ区域編入の後、用途地域の指定についても議論されることとなりますので、具体的にどういう運用と地域を指定するかという段階で、もう一度議論があると思われまます。特定保留地区ですので、事業内容はある程度深まっているとは思われますが、現状では、やや曖昧な産業用地ということで、今のところはここまですべて公表できる範囲ということだと思います。

それでは、今の御質問も含めて、議案第2410号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2410号：原案のとおり承認する（賛成12名、反対0名）。

議案第2411号 石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2411号「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案第2411号「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明いたします。

お手元の議案書15ページをお開きください。はじめに、「2 変更理由」について御説明します。人口減少及び超高齢社会の進行に対応した「集約型都市構造」の形成の推進と各地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・充実、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現などに向けて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すものです。

別冊の「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」でございます。本日は、こちらの中身を抜粋して御説明いたします。なお、御説明箇所には水色マーカーを引いておりますので、資料の中身を追う際の目安としてください。

目次を御覧ください。『1 都市計画の目標』、『2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針』、『3 主要な都市計画の決定の方針』の大きく3つの項目で構成されております。

1ページをお開きください。『序・見直しに当たっての基本的な考え方』についてです。下段の「(2) 見直しの方針」については、黒枠に記載のとおり、【人口減少・超高齢社会に対応した集約型のまちづくり】、次に【移転元地等を活用した地域活力の創出】、次に【頻発化・激甚化する災害に対応したまちづくり】、次に【力強い産業の再生と創出】、最後に【優れた自然・歴史資源の保全と観光・交流機能の強化】の5つの視点により見直しを行うものです。

4ページをお開きください。大きい項目1つ目の『1 都市計画の目標』の「①目標年次」についてです。本方針全体は、令和2年を基準年とし20年後の令和22年の都市の姿を展望したもので、「区域区分」については10年後の令和12年を想定したものです。また、「②都市計画区域の範囲及び規模」は御覧のとおりとなっております。

6ページをお開きください。「②都市づくりの基本方針」についてです。先ほどの「見直し方針」を踏まえて、上段黒枠に記載のとおり【1】コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現、【2】流域治水による災害に強い市街地の形成、【3】移転元地を活用した活力ある産業拠点の形成、【4】優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化の4点を基本方針として定めております。

9ページをお開きください。いま御説明しました「都市づくりの基本方針」を示した付図です。赤丸で示した各市町の拠点や、青丸の産業拠点を中心に、主要幹線道路や高速道路、鉄道などの交通施設が、都市計画区域内、あるいは他圏域とネットワークでつないだ都市構造を示しております。

12ページをお開きください。大きい項目の2つ目の『2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針』についてです。はじめに、上段の「(1) 区域区分の決定の有無」についてです。本区域では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地形成を図るため、今後も引き続き区域区分を定めてまいります。次に、下段の「(2) 区域区分の方針」についてです。市街化区域内の概ねの人口は、基準年の令和2年で12万5千人、目標年の令和12年で11万1千人と推計しております。おおむねの産業規模は、製造品出荷額等が基準年で3,735億円、令和12年で4,364

億円、年間商品販売額が基準年で3,675億円、令和12年で3,979億円とそれぞれ推計しており、産業規模は増加傾向を見込んでおります。

14ページをお開きください。ここからは、大きな項目3つ目の『3主要な都市計画の決定の方針』についてです。はじめに、「(1)土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。下段黒枠の「主要用途の配置の方針」の黒ポツ3つ目から5つ目に記載のとおり、【沿岸部の災害危険区域等における産業地の充実】、次に【居住地や都市機能を集約した中心拠点等の形成】、次に【各拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・充実】などの方針を定めております。

16ページをお開きください。いま御説明しました「主要用途の配置の方針」をもとに、各拠点を位置づけした図になります。オレンジ丸で示した、石巻駅周辺、矢本駅周辺及び女川駅周辺を「都市中心商業地」に、赤丸で示した三陸縦貫自動車道と国道108号の交差点付近の石巻市蛇田地区を「広域型商業地」に、水色丸で示した、仙台塩釜港石巻港区などを「拠点型工業地」に、青丸で示した石巻漁港周辺などを「水産加工型工業地」にそれぞれ位置づけております。

少し飛びますが、33ページをお開きください。今後、市街化区域への編入を予定している地区を記載しております。石巻市では、市街化区域と市街化調整区域の境界線の整理により、若干の住居系地区の編入を予定しております。東松島市では、工業・商業・住居系を含む地区の編入を予定しております。女川町では、工業系地区の編入を予定しております。これらの地区は、市街化区域編入の保留地区として、本マスタープランに位置づけ、今後、編入のための熟度が高まった段階で、随時、市街化区域に編入する手続きを行います。

34ページを御覧ください。次に「(2)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「①交通施設の都市計画の決定の方針」下段黒枠の「交通体系整備の基本方針」として、黒ポツ2つ目に記載のとおり【公共交通ネットワークの維持・拡充、交通結節点の機能強化を図る】などの方針を定めております。

35ページをお開きください。「交通体系整備の基本方針」をもとに、ネットワーク図としたものです。茶色線の国道45号、国道108号、国道398号などを「主要幹線道路」に、青色線の石巻鹿島台色麻線などを「幹線道路」にそれぞれ位置づけております。

37ページをお開きください。下段の「(3)主要な施設の整備目標」についてです。御覧のとおり、おおむね10年以内を実施する予定の主要な事業を表にまとめております。

38ページを御覧ください。今、御説明しました主要な事業の位置を示しております。

39ページをお開きください。「②下水道及び河川・海岸の都市計画の決定の方針」についてです。下段黒枠の「下水道整備の基本方針」として、黒ポツ1つ目と2つ目に記載のとおり【効率・効果的な施設整備を推進する】、次に【老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進する】などの方針を定めております。

40ページを御覧ください。下段黒枠の「河川・海岸整備の基本方針」として、黒ポツ2つ目に記載のとおり【市街地整備と連携した治水対策事業等を推進する】などの方針を定めております。

41、42ページをお開きください。先ほどの、道路と同様に、おおむね10年以内を実施する予定の主要な事業を示しております。

43ページをお開きください。「③その他の都市施設の都市計画の決定の方針」についてです。中段黒枠の「その他の施設の基本方針」として、【周辺環境に配慮した適正な土地利用を図る】方針を定め、下段におおむね10年以内を実施する予定の主要な事業を記載しております。

44ページを御覧ください。次に「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「①主要な市街地開発事業の決定の方針」として、【既成市街地の高度利用、遊休土地の有効利用や整備済みの住宅地への人口収容を図る】、次に【面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良好な市街地の形成を進める】などの方針を定めております。なお、主要な事業の実施予定はございません。

45ページをお開きください。次に「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。中段黒枠の「公園・自然的環境の方針」として、黒ポツ1つ目から3つ目に記載のとおり、【持続可能で魅力的な緑地環境の整備・維持管理】、次に【優れた自然環境、歴史的風土及び郷土景観を構成する緑地の保全と活用】、次に【良好な都市環境の保全や都市景観の形成】などの方針を定めております。

49ページをお開きください。下段の「(4) 主要な公園・緑地の整備目標」についてです。御覧のとおり、おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業を表にまとめております。

50ページを御覧ください。いま御説明しました主要な事業の位置を示しております。

51ページをお開きください。次に「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。中段黒枠の「防災の基本方針」として、黒ポツ3つ目と4つ目に記載のとおり【流域治水による水災害対策の実施】、次に【土地利用規制の強化、適切な誘導並びに移転の促進による災害被害の最小化】などの方針を定めております。

52ページを御覧ください。最後に、『石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図』です。都市計画区域及び市街化区域の範囲、これまで御説明した主要な事業、道路ネットワークを示しております。なお、参考資料として、現方針と見直し案を並べた新旧対象表を添付しております。

以上で議案第2411号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 議案第2411号「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」の御説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等はございますか。

○千葉委員 主要な施設の配置方針の道路部分について、別冊資料38ページの石巻鮎川線が主要道路・主要施設になっており、これは都市計画区域外で描いているので問題はないとは思いますが、可能であれば区域外ということもあり、36ページの施設の配置方針の中に、その目的や趣旨について記載をした方が分かりやすいと思いました。

○事務局（永澤都市計画課長） 石巻鮎川線については、確かに都市計画区域の外にあり、都市計画区域に繋がり、接することから路線表示となっております。御意見のとおり、どのような理由や条件で載せているのか分かる旨を、36ページに記載する方向で修正を行いたいと思います。

○増田議長 もし可能なら、参考として、この区域を含むもう少し広域の地図があった方が、道路や鉄道のネットワークの全体像が見えて良いように感じました。ただ、あくまで今回は、石巻広域都市計画区域内についてどうかという議論ですので、今、提示されている図のような形で取り扱われ

ているということだと思います。他にいかがでしょうか。

○わたなべ委員 別冊資料6 ページで都市づくりの基本方針にコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造のもと、誰もが歩いて暮らせるまちづくりの実現とあり、大変共感するところです。公共交通機関が充実していることは、健康寿命の延伸にも寄与していることは、学問的にも認められており、つまり、誰もが歩いて暮らせるまちづくりの前提として、やはり公共交通機関の充実があると思うのですが、全県的に難しい課題であると思っております。この3月にもこの石巻地区を走っております宮城交通さんが、赤字ということで運賃の値上げを申請しているようで、これが認められた場合、平均して13.69%値上がりするとのこと。震災によって高台に移られた方は沢山いらっしゃいますが、高台から宮城交通さんのバス停まで徒歩800mあるとのこと、利便性についても課題であると思っております。本当に全県的にこのような場所はあることから、難しい課題であるとは思いますが、別冊37ページに鉄道・バス等の公共交通に関する対策方針の記載があり、公共交通のネットワークの維持拡充を実現したいとあるのですが、これを具体的に担保する取組や具体策について今一つ見えてきません。例えば、いま自動運転などで、全国的にまだまだ数は少ないもののレベル4まで実現しているところが出ています。つまり役割分担をしていって、公共交通機関を維持するというところまで、もう一步踏み込む余地はないのかと思うのですが、この点について伺いたいです。

○事務局（永澤都市計画課長） コンパクト・プラス・ネットワーク、集約型都市構造というのは、かなり難しい部分がありますが、政策としてまちづくりをする上で、今後こうした考え方で進めていくべきであるという考えのもと、マスタープランに記載させていただいております。このコンパクト・プラス・ネットワーク、集約型都市構造を進めるに当たっては、まちづくりと住む地域と交通のアクセス性がセットで整備されないと意味をなさないと考えております。実際に、石巻市の事例で言えば、例えば宮城交通バス等に加えて、デマンド型交通である河南デマンド乗り合いタクシー「かなん号」を運行しています。また、東松島市でもデマンド型の乗り合いタクシーや女川町でも町民バス等を含め、利便性を高めた交通利用というものが行われています。地域住民に関しては、特に被災して高台移転されている石巻地域の事例や団地も離れた地域に造成されている場合もあるので、そういった交通利便性というのは、まちづくりとセットで考える必要があることから、マスタープラン上で、記載しているところです。公共交通については、民間にだけお任せするには、先ほど運賃値上げの話もありましたが、収支的に厳しい部分もありますので、その辺は県や市町が一体となって、地域交通の利便性向上に向けて取り組んでいく必要があると思っております。

○わたなべ委員 対応については、そのとおりで良いかと思いますが、例えば最初に申し上げたように、石巻市の市街地エリアと、例えば牡鹿エリア、もちろん牡鹿半島も石巻の市内に入るわけなので、自ずとその公共交通を維持する上での対策が異なってくると思います。置かれている状況も異なり、市街地エリアについては、例えば、先ほど言及しました自動運転等について検討可能な余地があるのではないかと思います。場所に応じたきめ細やかな対策を打ち出すことで、全体としてどうにもならない人手不足の解消を目指しつつ、全体として公共交通を維持することについて、もう一步踏み込んでお話しただく余地もあろうかと思います。この点、石巻市の規範では、自動運転が

まだまだ初期段階であったということもあり、時期的に言及されていないということもありますので、県においては、今の時期も踏まえ、レベル4まである程度実現しているという先行事例を受けて言及する余地があると思うのですがいかがでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 確かに、全国で実際の自動運転の実証実験レベルも含め、自動運転に取り組んでいる自治体はあります。今後、少子高齢化がさらに進み、バスの運転手確保も難しくなり、かつ遠方にお住いの高齢の方々の交通の確保を担うという面で、そういった自動運転というのは重要な観点になるかと思えます。ただ、現状では、まだ具体的にどのように導入するかについては、コスト面も含めて難しい部分がありますが、県や市町が一体となって、そのような方向性について、今後検討を進めていくべきものであると考えております。

○増田議長 今回のマスタープランに、今、お話がありました交通の方針のようなものをどこまで書き込めるのかというのは、熟度以外にもさまざまな要素があるかと思えますが、現状では今の段階で議論が煮詰まっているものについて記載されているということだと思います。私から2点ほど確認いたしますが、1点目は、別冊の12ページに産業規模について金額が記載されております。こちらは、名目の金額であると思えますが、若干物価の変動が気になる場所もありますので、少し実質と名目の話を注記か何かで記載いただくと分かりやすいのではないかと思います。2点目は、市街地整備についてですが、特に10年以内に大きな事業は無いということでしたので、これは、このままでしょうがないのかなと思います。他に御意見等ありますでしょうか。

○阿留多伎委員 今、会長が市街地整備の目標で主要な事業は特に予定されていない、やむを得ないとおっしゃったのですが、別冊40ページに治水で市街地整備と連係した治水対策事業を推進するとあり、また、別冊44ページ「② 市街地整備目標」のすぐ上に、面的整備や地区計画等の導入を検討しながら、良好な市街地形成を進めていくと記載があります。一方で同44ページの「② 市街地整備の目標」にありますように、市街地開発事業の主要な事業は特に予定されていないと紋切型で切られてしまうと、市街地整備と連係した治水対策事業もできなくなるのではないかという気がするのですが、主要な事業は特に予定されていないが検討を行う可能性はあるというような匂わせ方をしておく方が、全体の繋がりとしては良いように思いますがいかがでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 御意見いただいたとおりだと思います。確かに、前段でそういった整備についての記載をしておきながら、後段で予定されていないと表現するのは、唐突な印象がありますので、その部分はきちんと表現を工夫して記載したいと思います。

○増田議長 移転元地の話もありましたが、移転先についても、今後、再整備事業のようなものを求められる可能性がありますので、そういう含みを持たせた表現になると良いのではないかと思います。この「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、いくつか事前説明も行われていたかと思います。本日出された御意見も含めて、原案のようにお認めしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2411号：原案のとおり承認する（賛成11名、反対0名）。

議案第2412号 石巻広域都市計画区域区分の変更について

○増田議長 続きまして、議案第2412号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案2412号「石巻広域都市計画区域区分の変更について」御説明します。

議案書17ページをお開きください。石巻広域都市計画区域区分の変更の『計画書』です。「2人口フレーム」についてですが、令和2年を基準年、令和12年を目標年として、都市計画区域と市街化区域の人口を示しております。令和12年の市街化区域人口は約11万1千人を見込んでおり、そのうち保留する人口400人につきましては、先ほどご説明しました「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」に位置づけております各市町の市街化区域編入予定地区のうち、住居系の土地利用を予定している地区に配分される人口を示しております。編入予定地区が市街化区域に編入されるたび、400人の数値が減り、その分の数値が配分する人口の11万人に加算されていきます。なお、今回は、市街化区域から市街化調整区域への編入のため、保留人口400人に変更はございません。「3. 変更の理由」についてですが、人口減少・超高齢社会においても富県宮城の実現に資する活力あるまちづくりを実現するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更することとし、「コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造のもと、誰もが歩いて暮らせるまちづくりの実現」、「流域治水の取組推進による災害に強い市街地形成の推進」、「移転元地の活用も含めた企業の集積による活力ある産業拠点の形成」、「特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化」の4点を都市づくりの基本方針として定め、この基本方針に基づき、区域区分を変更するものです。

議案書18ページをお開きください。「石巻広域都市計画区域区分の変更総括図」です。図右側に旗揚げしております、女川町大原地区の2.6ヘクタールを、市街化区域から市街化調整区域に編入するものです。

議案書19ページをお開きください。「石巻広域都市計画区域区分の計画図」です。赤囲いの部分を、市街化調整区域に編入するものです。

ここで、市街化調整区域編入に至る経緯等を御説明しますので、参考資料の「議案第2412号参考資料」を御覧ください。「1市街化調整区域編入に至る経緯」と「2現況写真」でございます。はじめに、下段の「2現況写真」の凡例について御説明いたします。先ほどお示しました計画書同様に赤囲いが、今回の区域区分変更の対象地となる「市街化調整区域に編入する区域」、薄い赤

色で着色しているのが現在の「市街化区域」、青囲いで示しているのが現在の「女川運動公園の都市計画決定の区域」をそれぞれ示しております。次に、上段の「1市街化調整区域編入に至る経緯」と下段の「2現況写真」を併せて御説明します。今回、市街化調整区域に編入する写真赤囲いの区域は、昭和53年に、市街化調整区域内で女川運動公園の一部として、都市計画決定され、長らく都市公園として活用されてきましたが、東日本大震災後の市街地整備を行うため、平成24年に都市計画公園の区域から除外する都市計画変更が行われ、平成28年に区域区分の変更により市街化区域に編入されました。今回の区域区分の変更は、復興土地区画整理事業をはじめとする市街地整備事業が完了したことから、現地状況を踏まえ、土地利用の一体性を図ることや、界線の整序を行うことを目的に、平成28年に市街化区域に編入した土地の一部である、写真赤囲いの区域を、市街化調整区域に編入するものです。

具体的な現地状況を御説明します。写真①の白点線の範囲については、写真で御覧いただけますとおり、多目的運動場とテニスコートとして整備が行われております。このため、女川運動公園と一体的に土地利用することが合理的と判断されました。また、写真②及び③の白点線の範囲については、整備後の道路などの地形地物と市街化区域界が不整合となっており、界線を整序する必要性が生じております。このようなことから、写真赤囲いの区域を市街化調整区域に編入することとしました。なお、これらの土地は、女川町で女川運動公園の区域に含める都市計画変更を行い、公園区域として市街化調整区域内で土地利用を図っていくこととしております。

以上で議案第2412号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 増田議長 女川運動公園の一部を市街化調整区域に編入するという内容です。運動公園は都市施設であるかという観点はあるかもしれませんが、今回は、説明のあった女川町の土地利用の意向を踏まえて示された案件ということです。どなたか御意見等ありますでしょうか。特に問題となるような点もないように思いますので、御異議なければ、原案のとおりお諮りしたいと思います。議案第2412号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2412号：原案のとおり承認する（賛成11名、反対0名）。

議案第2413号 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

- 増田議長 続きまして、議案第2413号「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（永澤都市計画課長） それでは、議案2413号「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明します。

お手元の議案書21ページをお開きください。はじめに、「2 変更理由」について御説明します。人口減少及び超高齢社会の進行に対応した「集約型都市構造」の形成の推進と各地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの維持・充実、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現などに向けて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すものです。

別冊の「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」を御覧ください。「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」でございます。本日は、こちらの中身を抜粋して御説明いたします。なお、御説明箇所に水色マーカーを引いておりますので、資料の中身を追う際の目安としてください。

1枚めくりまして、目次を御覧ください。『1 都市計画の目標』、『2 区域区分の決定の有無』、『3 主要な都市計画の決定の方針』の大きく3つの項目で構成されております。

3ページをお開きください。大きな項目1つ目の『1 都市計画の目標』の上段の「①目標年次」についてです。本方針全体は、令和2年を基準年とし20年後の令和22年の都市の姿を展望したものとなっております。中段の「②都市計画区域の範囲及び規模」についてです。おおむねの人口については、基準年の令和2年で5千8百人、目標年の令和22年で4千4百人を見込んでおります。おおむねの産業規模については、製造品出荷額等は、令和2年で59億7千6百万円、令和22年で78億1千万円を、年間商品販売額は、令和2年で77億1千7百万円、令和22年で86億8千6百万円をそれぞれ推計しており、産業規模は増加傾向を見込んでおります。

4ページを御覧ください。「(2) 将来像及び都市づくりの基本方針」についてです。下段黒枠のとおり、都市の将来像を「水と緑の潤い豊かな定住都市の形成」とし、将来像の実現のための「都市づくりの基本方針」として【水と緑の優れた自然環境の活用、保全】、次に【潤い豊かな生活環境の維持保全】、次に【地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備】、最後に【災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり】の4点を定めております。

6ページをお開きください。下段が都市の将来像を示した付図でございます。黄色塗りの居住ゾーン及びピンク塗りの商業・業務ゾーンを拠点に、主要幹線道路や高速道路などの交通施設が、都市計画区域内、あるいは他圏域とネットワークでつないだ都市構造を示しております。

7ページをお開きください。大きい項目2つ目の『2 区域区分の決定の有無』についてです。本都市計画区域では、「住宅地や産業振興に伴い、市街地が無秩序に拡大する可能性は低い」ことから、引き続き、区域区分を定めないこととしております。

8ページを御覧ください。ここからは、大きな項目3つ目の「3 主要な都市計画の決定の方針」についてです。はじめに、「(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。下段の「1) 居住環境の改善又は維持に関する方針」における「住環境の質の向上を目指していく」や、次のページの9ページ上段の「2) 優良な農地との健全な調和に関する方針」における「農業施策と調整を図りながら農地を保全していく」などの方針を定めております。

10ページを御覧ください。次に「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の「①交通施設」についてです。中段黒枠の「交通体系整備の基本方針」として、黒ポツ1つ目に記載のとおり【広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保する】などの方針を定めております。また、下段の「3) 主要な施設の整備目標」についてですが、おおむね10年以内

に実施する予定の主要な事業を表にまとめております。

1 1 ページを御覧ください。今御説明しました主要な事業の位置を示しております。

1 2 ページを御覧ください。「②下水道」についてです。中段黒枠の「下水道整備の基本方針」として、黒ポツの1つ目に記載のとおり【効率的な施設整備を推進する】などの方針を定めております。下段の「2) 主要な施設の整備目標」についてですが、おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業を表にまとめております。

1 3 ページをお開きください。「③河川」についてです。中段黒枠の「河川整備の基本方針」として、黒ポツ2つ目に記載のとおり【治水・利水・環境が一体となった水行政を推進する】などの方針を定めております。

1 4 ページを御覧ください。次に「(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「1) 基本方針」として、【生活環境や産業機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る】などを基本方針として定めております。

1 5 ページをお開きください。次に「(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。上段黒枠の「緑地整備の基本方針」として、黒ポツの1つ目と4つ目に記載のとおり【持続可能で魅力的な緑地環境の整備・維持管理】、次に【優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全】などの方針を定めております。

1 6 ページを御覧ください。次に「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。上段黒枠の「防災の基本方針」として、黒ポツの3つ目と4つ目に記載のとおり【流域治水による水災害対策の実施】、次に【土地利用規制の強化、適切な誘導並びに移転の促進による災害被害の最小化】などの方針を定めております。

1 7 ページをお開きください。最後に、『河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図』です。都市計画区域の範囲及びこれまで御説明した主要な事業、道路・鉄道ネットワーク、土地利用を示しております。

なお、参考資料として、現方針と見直し素案を並べた新旧対象表を添付しております。以上で議案第2413号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 今回の議案の内容が「河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、別冊資料の目次や1ページ及び参考資料の新旧対照表の2ページに「序 広域石巻圏における都市づくりの基本方向」と記載ありますが、これは、河北都市計画区域という表現になるのではないのでしょうか。

○事務局(永澤都市計画課長) 別冊資料の目次や1ページ及び新旧対照表に記載されている「序 広域石巻圏における都市づくりの基本方針」については、そのままの標記で問題ありません。なぜなら、広域石巻圏に属する河北都市計画区域になりますので、広義の意味で広域石巻圏という記載しております。

○増田議長 分かりました。広域石巻圏の中に河北都市計画区域も含まれることから、全体としては、広域石巻圏の方針の方が上位に来るため、このような記載になっているという理解でよろしいでし

ようか。

○事務局（永澤都市計画課長） そのとおりです。

○増田議長 その場合、河北都市計画区域のマスタープランであると分かるのは別冊3ページの「(1) 基本的事項」からということでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） そのとおりです。

○増田議長 市町村合併や震災等ありましたが、諸々の事情により、石巻市の中にある河北の都市計画区域を別のものとして残しているということだと思います。他に御意見等ありますでしょうか。

○わたなべ委員 別冊12ページの下水道についてですが、この下水道整備の基本方針の黒丸一つ目に、「市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進する」とあり、その下に概ね10年以内実施する予定の主要な事業として、二子、大谷地及び二俣に関する下水道事業と、飯野川に関する下水道事業の2事業が挙げられています。このような時代でもあり、あまり言いたくないことなのですが、あえて率直に申し上げれば、今、挙げたこの地区に関しては、大幅な人口減少に見舞われており、今後10年以内下水道を整備した場合に、有収水量及び使用料収入が人口減少に伴って大幅に減少するのではないかと予想されます。正直に現実を見据えた話をすべきであると信じることから、あえて申し上げますが、このおおむね10年以内に予定する主要な事業というものを肯定すべき根拠について、率直に伺いたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 委員の御意見のとおり、確かに人口が減少すれば、下水道事業の料金収入等について見込めなくなりますし、そういった下水道事業の運営自体も成り立たなくなる可能性はあります。しかしながら、下水道事業については、長期にわたる事業計画を持っており、この10年以内の事業以上に、もっと長いスパンでの事業計画期間となっております。当然、人口見合いに応じた下水管の太さや、例えば、北上川流域に繋げるか、若しくは石巻市の公共下水道を関係させるかといった議論も計画の見直しの中で出てくるかもしれませんが、現状、下水計画として、残っていることから、マスタープランの見直しの中でも引き続き、おおむね10年以内実施する予定の事業として記載させていただいています。委員の仰る視点については、非常に重要な観点であると考えますが、現状は、そのような理由により、事業として記載しているところでございます。

○わたなべ委員 今、下水管の太さや口径、あるいは整備の範囲についても、しっかりと検討する余地があるかもしれないという率直なお話をいただいたと思いますが、県としての下水道整備の基本方針で効率的な施設整備を推進するということを言っています。その点には忠実に、今後の状況を見ながら方針を定めていただきたいと思います。

○増田議長 どこまで管線が来ていて、どこまで接続する必要があるのかについては、この資料だけではよく分からないところもあり、また同12ページ「2) 主要な施設の整備目標」のところには、

浄化槽の複合による処理計画となっていて、広域、流域下水道なのか、浄化槽なのか、ちょっと判別しにくい記載のようにも思えますので、今回、都市計画の基本方針としては、こちらに記載されていることを検討しつつ、下水道の事業計画そのものの議論が、また別の段階で行われる必要があると感じました。他に御意見はありますでしょうか。

○内田委員 フレームに対する質問が2点にあります。1点目は、今回、石巻地域の河北都市計画区域ということで、令和2年度を基準年として、さまざまな数値や変更の理由が挙げられていますが、ほぼ定期的な5年ぐらいの計画見直しと捉えてよろしいのでしょうか。また、2点目として、この区域の問題点の抽出や計画変更に際して、地元の自治体とどのような場を設けて、すり合わせや議論を行ったのか教えていただきたいと思います。

○事務局（永澤都市計画課長） 1点目として、現行計画が前回改定されたのは、令和元年であり、沿岸部の震災復興で多重防御施設があった高台の住宅移転や復興事業は概ね完了した段階でした。時期的には震災以降の復旧・復興事業が完了してきた時期であり、その後、人口減少、高齢化社会及び豪雨災害等の復興後のまちづくりにおける新たな課題が表面化してきております。先ほどの石巻広域都市計画区域も含めてですが、都市づくりの基本方針として、その生活環境の整備としていたのを、生活環境の維持保全といったフレーズで人口減少や高齢化社会の課題を意識した表現等に見直しをしております。また、北上川に隣接する地域性になるので、流域治水の取組推進についての方針も新たに加えております。そういった観点により、都市づくりの目標年次として令和17年から令和22年に変更・更新することとし、また予定する道路事業などを記載し、下水道事業は新たに位置づけるなどの変更を行っております。また、2点目として、このマスタープランは、県の都市計画課がメインとなって作成するものになりますが、まちづくりの一番の基本要素は各市町村であり、その広域的な方向性を県が示すというものになります。そのため、基礎調査を基に県が草案を作成し、国や県庁内各組織や地元自治体との各種調整を行い、また実際の地域住民に向けた説明会を開催し、説明を聞いていただく場を御用意しています。それらを踏まえて、市町村へ法律で定められた意見照会等も行い、マスタープランを策定することにしております。そのような機会を通じたさまざまな御意見をいただいたうえで、都市計画審議会に変更案をお諮りしているという状況です。

○内田委員 2点目については、了解いたしました。1点目の質問について、人口減少や高齢化社会の進行、コンパクトなまちづくりを目指す等については、仙台市街以外はほぼ県内全域に及ぶ課題であると思うので、そのような共通課題による変更理由であるというよりは、それぞれの地域課題に対応するための定期見直しが行われるものと考えていました。いずれ、今後何か問題が生じた場合には、今回改正を行った地域でも、更なる見直しが行われると理解してよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） その御理解でかまいません。県内のマスタープランを一気に見直すというのは、事務量的にも膨大なものになりますので、あらかじめ、おおむね5年毎のスケジュールを組んで、今年度は、河北と石巻広域のマスタープランを見直す年度になっております。なお、来年度は、大崎圏の北部地域について基礎調査を開始して、マスタープランを見直していく予定と

しています。

- 増田議長 市町村マスタープランと県の区域マスタープランのズレのようなものが見えていると思います。本来で言えば、市町村を超える石巻広域都市計画区域のように複数市町村と県が都市計画区域としてのマスタープランを考えるという話が分かりやすいのだと思いますが、今回の河北マスタープランについては、石巻市の一部地域について、県が計画を策定しているのでやや分かりにくい位置づけになっているかもしれません。他に御意見はありますでしょうか。いずれ、この件のようなところも含めて、国の制度自体に関する議論もあるかもしれませんが、今後の課題ということで、もし他に御意見がなければ、議案第2413号について、お諮りしたいと思います。議案第2413号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2413号：原案のとおり承認する（賛成11名、反対0名）。

議案第2414号 仙南地域広域景観計画の一部改正について

- 増田議長 続きまして、議案第2414号「仙南地域広域景観計画の一部改正」を議案といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

- 事務局（永澤都市計画課長） 議案第2414号「仙南地域広域景観計画の一部改正」ということで、議案書の22ページをお開き願います。本議案は、「景観行政団体」である宮城県が策定する仙南地域広域景観計画について、その改正を行うため、景観法第9条第2項及び第8項の規定に基づき、都市計画審議会の意見を聴くものです。なお、議案記載の「景観行政団体」とは、景観法第7条第1項の規定による景観行政事務を担う地方公共団体のことで、景観計画の策定や景観計画に伴う措置など、景観法全般の事務を担っており、宮城県は法定景観行政団体となっております。具体的な改正内容の御説明の前に、仙南地域広域景観計画の概要について、参考資料で御説明いたします。

議案第2414号参考資料の1ページをお開き願います。はじめに、仙南地域広域景観計画の概要について御説明いたします。この資料は、仙南地域広域景観計画に記載された内容を簡単にまとめたものです。本計画は、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の2市7町が連携して景観づくりに取り組むことにより、広域全体としての相乗効果を育み、仙南地域の活性化に資することを目的として策定されたものです。

資料左側の図及び表を御覧ください。本計画では、こちらにお示ししております12の地区について、良好な景観の保全・形成を図るために、景観計画区域として指定しております。景観計画区

域内においては、ページ右側の表に記載している届出対象行為及び届出規模に応じて、届出を行わせることにより、計画に記載している建築物等の高さや色彩等について景観形成基準に適合するように景観誘導を行い、地区の景観形成方針の実現を求めるものです。

ページ下部を御覧ください。本計画は、県が策定し、仙南9市町が運用を行っておりますが、将来的な市町の取組の方向性としましては、市町は景観行政団体という景観に主体的に取り組む立場から、県の策定する仙南地域広域景観計画の運用を行い、地域住民の啓発やニーズ把握等を行い、将来的に本計画を下地とした市町独自の景観計画を策定することで、より地域の実状に即した景観まちづくりの推進を行うこととしております。最終的には、市町独自の景観計画を策定していただくということとしております。

次に、議案書の23ページをお開き願います。仙南地域広域景観計画の改正の内容について、御説明いたします。「1 計画の名称」としましては、仙南地域広域景観計画となっております。「2 計画の概要」としましては、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町及び丸森町の2市7町が連携して景観づくりに取り組むことにより、広域全体としての相乗効果を育み、仙南地域の活性化に資することを目的として策定されたものであり、広域的観点による景観特性から、景観まちづくりを意識した12地区を指定して景観形成基準を定め、仙南地域らしさが感じられる良好な景観の形成を図っているものとなっております。「3 改正の理由・目的」としましては、仙南9市町については、県が策定した「仙南地域広域景観計画」を運用しながら経験を蓄積し、将来的に、より地域の実状に根差した市町独自の「景観計画」が策定されることを想定しており、現在、蔵王町が令和7年度中の施行を目指して、町の景観計画を策定しているところです。しかしながら、本計画の対象である仙南9市町が、市町独自の景観計画を定めた場合における、本計画上での取扱いに関して定めがなかったことから、当該市町が独自の景観計画を策定した場合の本計画上での取扱いに関して定めるものです。「4 改正内容」としましては、本計画の対象である仙南9市町が、市町独自の景観計画を定めた場合は、その景観行政事務は、本計画ではなく、市町が独自に定めた景観計画の内容により実施される旨についての記載を追記するものです。

別冊資料「仙南地域広域景観計画」を御覧願います。別冊資料において、具体的な改正箇所について御説明いたします。改正部分は、黄色背景に赤字で記載しております。

別冊1ページをお開き願います。ページ下部を御覧願います。「※2 景観計画区域」中に、市町が独自に景観計画を定めた場合の取扱いについて追記しております。市町が法に定められた景観計画を定めた場合には、仙南広域景観計画ではなく、その市町の景観計画により景観行政事務が行われる旨を記載しております。

別冊2ページをお開き願います。こちらは、仙南地域広域景観マスタープラン及び景観計画の位置づけを表したページになっております。こちらについても同様に、市町が法に定められた景観計画を定めた場合には、仙南地域広域景観計画ではなく、その市町の策定した景観計画により景観行政事務が行われる旨を追記しております。

別冊12ページをお開き願います。こちらは、景観計画区域を示したページになっております。こちらにつきましても、市町が景観計画を定めた場合には、仙南広域景観計画ではなく、その市町の景観計画により景観行政事務が行われる旨を追記しております。また、今後、市町が策定する景観計画を施行する際には、当該市町について、施行状況が分かるよう、「(2) 景観計画区域の地区の一覧」表中に、日付等について追記いたします。

以上で、議案2414号の説明を終わります。なお、改定計画の施行については、4月を予定しております。また、仙南9市町及び県民への意見聴取の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 いま事務局から説明のありました議案第2414号について、御意見等ありますでしょうか。それでは、私から質問ですが、順次、市町が景観計画を策定していくという方向性については、ここに記載されているとおりでと思いますが、別冊資料の12ページに括弧書きで記載ありますが、仙南広域景観計画としては、内容はそのまま残り、蔵王町が離脱するわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） その通りです。仙南9市町を計画から随時削除していくという手法は取らずに、今回で言えば蔵王町になりますが、独自の計画を市町が策定した場合は、そちらの市町自身の計画が法規制上優先されるという記載にしたいと考えております。

○増田議長 そうすると、12ページには遠刈田地区が記載されていますが、仮に蔵王町が別の地域も景観計画の対象にした場合には、県の広域景観計画に新たな項目が書き込まれるのでしょうか、それとも県の計画はそのまま、蔵王町は、別途、他の地域も含めて独自に景観行政を行うという理解でしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 県の広域計画はそのままにします。蔵王町が遠刈田温泉・農村集落地区の他に、町独自の地域を追加して景観行政を行いたいという場合は、町の景観計画が優先されますので、町独自の景観計画に基づき景観行政を行うということになります。

○増田議長 分かりました。他にもたくさんの市町が景観計画を策定するという段階では、再整理が必要になるかもしれませんが、当面は今回の体制で運用するということですね。他に御意見等ありますか。

○橋本委員 質問しようと思っていた内容について、会長に御質問いただいたので、私からは意見となりますが、このようにそれぞれの市町が独自に個性を活かしながら景観計画を考えていくということは、すごく良いことだと思います。ただ、これまでこの仙南地域というのが仙南地域らしさを生かしながら、一体となって良好な景観形成を図ってきたことから、市町が独自に景観計画を策定した場合でも、この仙南地域らしさというものが継承されるような宮城県の働きかけが必要になって来るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 委員が仰るとおり、県が仙南地域広域景観計画を策定し、各市町が運用している現状にあります。この県の広域景観計画はそのまま残るわけなので、当然、県の立場として、引き続き広域景観に関する取組みを続けていきたいと思っております。また、蔵王町が独自に景観計画を策定することとなっておりますが、蔵王町からは、町独自の色を強めた、県計画よりも進んだ内容にすると伺っております。そのため、県計画の内容と比較して、その景観行政が後退する

という訳ではございません。県としても、景観計画を策定していただきたい県内市町村はまだまだありますので、そちらの意識醸成にも寄与すればと思っており、また、蔵王町のように独自の景観計画策定に向けた動きがあれば、引き続き取り組みをサポートしていきたいと考えております。

○増田議長 私からもう一つ確認させてください。この計画とは直接関係はありませんが、政令市である仙台市は除くとして、県北についても、同様な広域景観計画を策定するような体制になっているのでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） 県の策定する広域景観計画は、今回お諮りしました仙南地域広域景観計画のみになっております。県南の9市町においては、蔵王連峰やセヶ宿ダムといった、地域性に関連した景観資源があり、また、国のサポートもあったことから、景観行政の一つの皮切りとして作成したものになります。では、県北についてはどうなっているかと申しますと、景観計画を策定している市町は県内6つあり、仙台市、登米市、松島町、多賀城市、塩竈市及び大崎市において独自の景観計画を策定・運用しております。その他、女川町が、今後、景観行政を行いたいという意思表示を行い、景観行政団体になっております。そのため、県内で景観行政に取り組みたいという景観行政団体は、割合として約46%程度であり半分程度となっております。また、景観計画を策定している市町村は、割合として20%弱という状況になっております。

○増田議長 分かりました。要はパイロットスタディとして、県が仙南地域において広域的な景観計画を策定し、結果として、蔵王町が独自に実施するところまで進んできたという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（永澤都市計画課長） そのとおりです。

○増田議長 もし他に御意見等がなければ、議案第2414号について、お諮りしたいと思います。議案第2414号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2414号：原案のとおり承認する（賛成11名、反対0名）。

○増田議長 本日用意していた案件は以上で終了になりますので、本日の会議はこれで終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（久保副参事） 以上をもちまして、第211回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回開催日程につきましては、後日改めて御連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

ございました。

令和7年3月18日（火）午後4時30分 閉会